

近世近代における尾道豪商の経営活動と文書

西向 宏 介

【要旨】 本稿は、尾道の豪商橋本家の経営活動を近世から近代にかけて素描したものである。広島県内の地方都市商人の経営をつぶさに検討した事例は、これまで数軒しかなく、県内の経済・経営史研究にとって、一つの課題となっている。ここで取り上げる橋本家は、広島藩の港町で北前船交易の拠点であった尾道にあって、問屋仲買への金穀貸付を業とする商人であったが、明治十二年の第六十六国立銀行設立を機に銀行経営に進出し、その後、芸備銀行さらには現在の広島銀行へと推移していく中で、頭取を勤めるなど、一貫して経営の中心に位置し続けた。その意味で、同家の経営活動を明らかにすることは、広島県の地方経済を歴史的に語るうえで重要な作業であると言える。以上の点を念頭に置きつつ、本稿では、近世後期における広島藩の財政難・銀札価値下落といった状況の中で、どのようにして同家が豪商としての資産蓄積を果たし、明治期以降の銀行経営につなげていったのか、その過程を中心に具体的に紹介に重点をおいた史料研究である。

はじめに―尾道橋本家の経営関係文書について―

近世から近代にかけての商家の経営史研究は、いうまでもなく膨大な蓄積を有している。もともと、その多くは、三井・住友・鴻池など三都の大豪商や問屋商人に関するものであり、もしくは近江商人や伊勢商人といった中央都市に店舗

をもつ商人の事例で占められている。地方都市商人の経営分析は、今後も蓄積されるべき研究課題であるが、瀬戸内海地方とりわけ広島県地方におけるそれは、明らかな立ち遅れを示していると言わざるを得ない。⁽¹⁾

ところで、広島県立文書館が所蔵する備後国尾道町橋本家文書は、港町尾道の商業を金融面で支えた豪商の文書であり、同家は、尾道町のみならず広島藩さらには安芸・備後を代表する商人でありながら、その商家経営の動向については、これまで断片的に触れられるにとどまっていた。⁽²⁾

そこで、本稿では、以上のことを踏まえつつ、橋本家の商家経営について、その概要を明らかにしていきたいと思う。もともと、本来的には、幕藩制的経済構造あるいは日本資本主義形成との関わりで詳細な経営分析とその歴史的位置づけをおこなうべきであるが、本稿では、あくまでその手がかりとして、文書群の内容及び変化および経営の画期を示す史料を紹介するといった史料論的考察に重点を置き、具体的な史実の描写に努めることとする。⁽³⁾ なお、橋本家および橋本家文書については、すでに文書館紀要第四号で紹介しているため、ここでの概要紹介は省略する。⁽⁴⁾ また、前稿では文書目録作成のための作業として経営帳簿の組織構造を明らかにしたが、本稿では、経営関係文書の全体を対象として分析する。そして、広島県の地域史研究が、近世から近代への展開を連続的に追究する形で必ずしもなされてこなかったことを踏まえ、本稿では、近世から近代への展開に注目して検討することにする。橋本家の場合、のちに当主が広島銀行の頭取となることからうかがえるように、在来金の穀貸付業・質屋業から銀行経営への進出という展開こそが、同家の経営活動の最も大きな特徴として注目されるからである。

さて、本論に入る前に、橋本家の経営動向の概要を把握するための参考として、経営帳簿・証文の残存状況を見ておくことにしよう。

表1は、橋本家文書に残る経営帳簿点数を年代別に示したものである。橋本家文書の中で最も古い経営帳簿は元禄八年一

表1 橋本家の帳簿点数

	西灰屋		角灰屋 (本家)
		質方勘定帳	
1691 (元禄4) ~ 1700 (元禄13)	2		
1701 (元禄14) ~ 1710 (宝永7)			
1711 (正徳1) ~ 1720 (享保5)	1		
1721 (享保6) ~ 1730 (享保15)	5		5
1731 (享保16) ~ 1740 (元文5)	2		4
1741 (寛保1) ~ 1750 (寛延3)			4
1751 (宝暦1) ~ 1760 (宝暦10)	3		1
1761 (宝暦11) ~ 1770 (明和7)	19	2	6
1771 (明和8) ~ 1780 (安永9)	6		12
1781 (天明1) ~ 1790 (寛政2)	4	3	13
1791 (寛政3) ~ 1800 (寛政12)	8	8	25
1801 (享和1) ~ 1810 (文化7)	11	10	25
1811 (文化8) ~ 1820 (文政3)	4	4	15
1821 (文政4) ~ 1830 (天保1)	12	10	18
1831 (天保2) ~ 1840 (天保11)	8	5	51
1841 (天保12) ~ 1850 (嘉永3)	1	1	42
1851 (嘉永4) ~ 1860 (万延1)			36
1861 (文久1) ~ 1870 (明治3)			32
1871 (明治4) ~ 1880 (明治13)			27
1881 (明治14) ~ 1890 (明治23)			50
1891 (明治24) ~ 1900 (明治33)			66
1901 (明治34) ~ 1910 (明治43)			60
1911 (明治44) ~ 1920 (大正9)			48
1921 (大正10) ~ 1930 (昭和5)			44
1931 (昭和6) ~ 1940 (昭和15)			33

月の「万覚帳」であり、裏表紙に書かれた作成主体の名は「橋本甚七」となっている。橋本（灰屋）甚七とは、図1の橋本家系図で示しているように、一族の分家である西灰屋の初代当主である。もともと橋本文書は、角灰屋（のちに「本家」と称する）の文書であったが、残存する文書のうち初期のものについては西灰屋を作成主体とするものが多い。また、西灰屋の経営帳簿のうちでも、当初は多様な種類（表題）の帳簿が見受けられるが、天明〜寛政年間頃より、西灰屋関係帳簿のほとんどが「質方勘定帳」という帳簿で占められるようになっていく。このことから、西灰屋との関係が橋本家（角灰屋）の商家経営を明らかにするうえで一つの課題になると言えよう。次に、表2では、橋本文書の中の不動産売渡証文の点数を年代別に示した。これによると、証文が多く残っている時期として二つ挙げることができる。一つは、文化文政・天保期であり、とくに天保期には塩田を

図1 橋本家系図

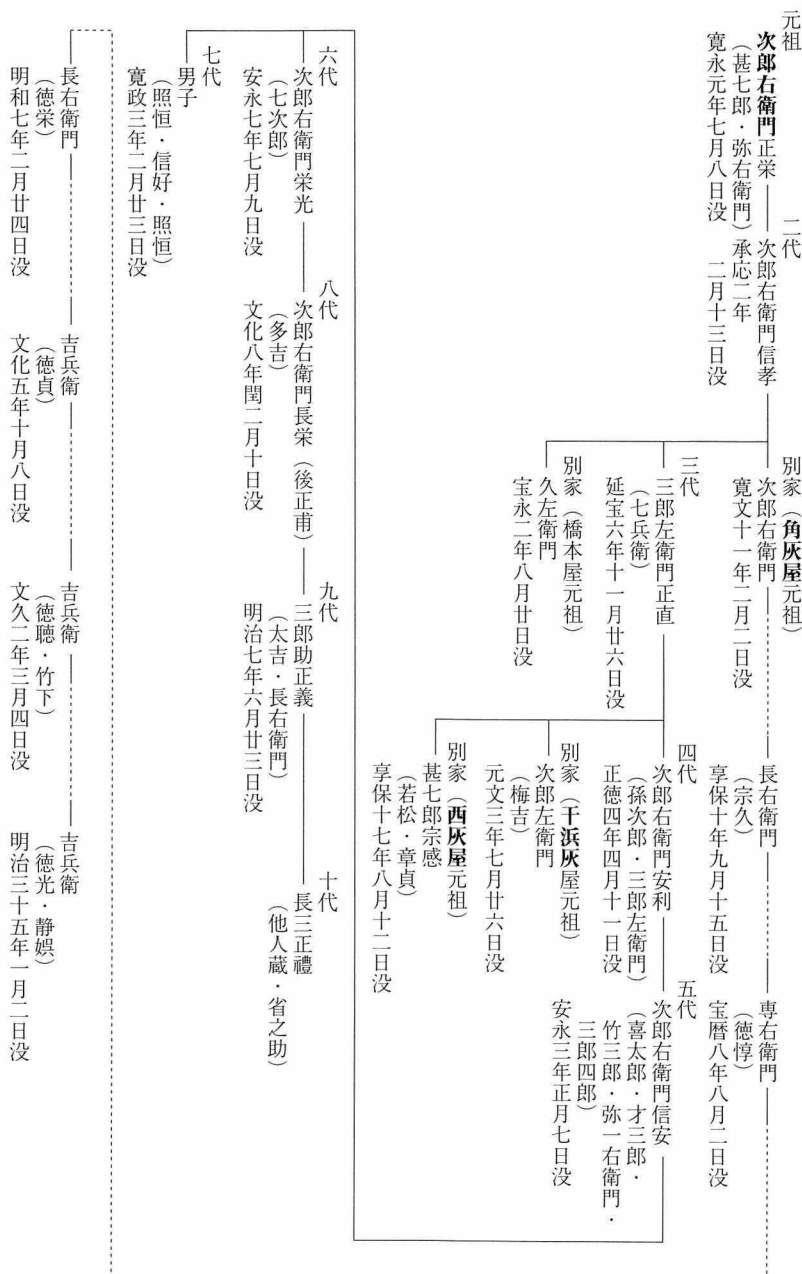


表2 不動産売渡証文の点数（橋本家あて）

	家屋数	田畑	塩田	その他
1671（寛文11）～1680（延宝8）	1			
1681（天和1）～1690（元禄3）	3			
1691（元禄4）～1700（元禄13）	2			
1701（元禄14）～1710（宝永7）	3		1	
1711（正徳1）～1720（享保5）	4	1	1	
1721（享保6）～1730（享保15）	6	3	2	
1731（享保16）～1740（元文5）				1
1741（寛保1）～1750（寛延3）	2			
1751（宝暦1）～1760（宝暦10）	1			
1761（宝暦11）～1770（明和7）	3		1	1
1771（明和8）～1780（安永9）	5	5		1
1781（天明1）～1790（寛政2）				
1791（寛政3）～1800（寛政12）	1		1	
1801（享和1）～1810（文化7）	13			
1811（文化8）～1820（文政3）	17	1	6	
1821（文政4）～1830（天保1）	31			
1831（天保2）～1840（天保11）	26	1	17	8
1841（天保12）～1850（嘉永3）	2	1	4	2
1851（嘉永4）～1860（万延1）	11	5		1
1861（文久1）～1870（明治3）		1	11	
1871（明治4）～1880（明治13）	16	4		10
1881（明治14）～1890（明治23）	96	130		72
1891（明治24）～1900（明治33）	30	121		43

数多く集積している。もう一つは明治中期であり、町屋敷や田畑の集積が急激に進んでいることが分かる。このことから、橋本家の経営を考えうるうえで、この二つの時期に不動産の集積が進んだ背景がもう一つの課題になると言えよう。以下では、これらの点を念頭に置きながら、同家の経営活動と文書の関係について、考察を進めていくことにする。

一 灰屋一族の経営―近世中期―

1 西灰屋の隆盛

初期の橋本家文書によると、橋本家（灰屋）一族は、各家が出揃った享保年間（一七一六～一七三六）頃には、それぞれ独立して対等に商業経営をおこなっていたと思われる。中でも西灰屋は、当初の一族においてとりわけ経済力があつたと思われ、初代当主の甚七は、灰屋一族における経営の中心的位置にあつたと考えられる。

【史料1】

口上覚

一、私儀、向嶋干浜^ニ身上不如意^ニ而、逼塞仕罷在候、年罷寄、病氣^ニ付、御当所土堂町抱家^ニ、同所灰屋弟甚七方^江支配頼置申候、（後略）

向嶋干浜灰屋

已

治郎左衛門

印

十二月十五日

尾道町御年寄

市郎右衛門殿

（他三名）

【史料2】

覚書

一、治郎左衛門殿抱家^ニ軒仕申事^ハ、治郎左衛門殿・宗久老・弥一右衛門殿・甚七儀相談之上、入用仕切申銀^者、銘々取繕、四ツ^ニノ、家賃銀を以連々受取申相談之内、宗久老遠引^ニ而差岡申候^ニ付、甚七^者人として、右之普請仕候^而、治郎左衛門殿・政治郎殿・弥一右衛門殿へも入用銀不出させ申候、（後略）

右に掲げた史料1・2は、いずれも当時における西灰屋の経済力の一端を示す史料である。⁽⁵⁾史料1は、灰屋の一族である向島（御調郡向島町）の干浜灰屋が「身上不如意」（経営難）に陥ったことを示したもので、貸家に住む借家人が契約期間を過ぎて明け渡そうとしないため、町年寄のほうから明け渡しを命じるようお願いしたものである。この中で、干浜灰屋治郎左衛門は、老齡かつ病氣であるとして、抱家の支配を弟の西灰屋甚七に委ねたことが記されている。また、史料2は、同じく干浜灰屋治郎左衛門が新たに抱家を建築しようとした際、その入用銀の支出方法について記した覚書である。そこでは、干浜灰屋が経営難であったため、治郎左衛門のほか、宗久老（角灰屋）・弥一右衛門（灰屋次郎右衛門家）・甚七（西灰屋）の一族四家が相談しているが、結局は西灰屋甚七が一人で普請することになっている。

以上の事例については、一面では、西灰屋甚七が干浜灰屋治郎左衛門の弟であったことによるとも考えられようが、実際に西灰屋側の負担能力も注目すべきであると思われる。例えば、橋本文書には、享保年間頃を中心多数の「預り手形」が残っているが、それらの大部分は西灰屋宛てに振り出されたものであった。この「預り手形」とは、西廻り航路によって尾道で荷受けされた物資を尾道商人が買った際、仕入先の尾道の問屋に物資をそのまま預けていることを前提に振り出されたもので、商人がその物資を担保として借銀を受ける際、物資を預かっている問屋から貸付主に対して振り出された手形である。⁽⁶⁾この「預り手形」に西灰屋宛てのものが多くことは、西灰屋が、手形を担保にとつて金融をおこなう質屋業を、享保期頃には活発に営んでいたことを物語っている。なお甚七は、正徳五年（一七一五）から享保十年（一七二五）にかけて、尾道久保町の町年寄を勤めており、町行政の担い手でもあった。⁽⁷⁾

2 角灰屋の台頭

しかし、西灰屋の隆盛は、その後、甚七が一線から退いた後、勢力の衰えを見せたと思われる。享保十年二月十八日に、

甚七は病氣を理由に町年寄の退任を願ひ出ているが、その七年後に死去している。そして、甚七亡き跡の西灰屋では、少なくとも同家で営んでいた質店と酒店については、角灰屋の傘下に置かれるようになった。⁽⁸⁾

【史料3】

口上之覚

一、私儀、数年御召遣ひ被下、西灰屋店支配被仰付、相勤居申候内、銀子引追仕、段々御吟味之上、別紙目錄之通、私不埒^ニ相究、依之、御公辺へ御上達可被遊段、奉恐入候、縦いか様^ニ被仰付候迎も、一言可申上様無御座候所、段々御断申上、御慈悲を以御内済^ニ被成遣、不及申私儀^ハ、親類共生々世々難有仕合^ニ奉存候、然ル上^ハ、此後、私何方^ニ而出世仕候共、右之御恩相忘申間敷、何とそ少々つ、^ニ而茂、右引追銀之内、差上申度所存^ニ御座候、
(後略)

奉公人

伊助

兄

政七

安永六年
西九月

伊助親白市村山本屋
助吉

請人いわしや

甚四郎

史料3は、西灰屋の店の支配を任されていた角灰屋の奉公人伊助が「銀子引追（負）」となり、その損銀の埋め合わせを自己の責任で少しずつおこなっていくことを誓約したものである。⁽⁹⁾この史料から、少なくとも安永六年（一七七七）時点では、西灰屋の店が角灰屋の傘下に置かれた状態で営業されていたことが分かる。⁽¹⁰⁾また、橋本家文書には、角灰屋が西灰屋の店の経営について指図した家法が残っている。⁽¹¹⁾この文書で角灰屋は西灰屋に対して「従本家」と名乗っており、酒店での仕込みや売場業務についての作法、質店での貸付や質流品の扱いなどを主に定めており、とくに酒代の貸付や、知人・子店への請貸・当座の貸付を厳禁している。この文書の年代は不詳であるが、享保末期以降明らかに、両者の力関係が変化したことを示している。

はじめに触れたように、初期の橋本家文書には、西灰屋関係の文書が数多く残っているが、以上見てきたことから分かるように、それらは、近世中期段階で西灰屋の店が角灰屋の傘下に取り込まれたことから生じたものであった。つまり、少なくとも安永六年以降における西灰屋の経営帳簿は、角灰屋の支店として作成されたものであり、またそれ以前のものについては、恐らく角灰屋の支店として取り込まれる際、経営上の必要から西灰屋の店に関わる帳簿類一式を角灰屋のほうへ引き継いだものと思われる。この安永期以前の帳簿については、さまざまな表題の帳簿があるが、それは、店の経営帳簿の様式が近世後期のようにきちんと画一化されていなかったために生じたものと考えられる。酒店に関する経営帳簿が、質店のように連年で残っていない理由は不明だが、質店の帳簿については明らかに、角灰屋の質店と全く同じ様式で「質方勘定帳」が作成されるようになっており、西灰屋質店が角灰屋の一支店となったことを象徴しているのである。

二 橋本家（角灰屋）の経営帳簿と経営組織——近世後期——

ここからは、本家角灰屋の経営動向を文書に沿って明らかにしていきたいと思う。西灰屋の店を傘下に取り込んだことに象徴されるように、角灰屋の経営組織は近世後期を通じてほぼ拡大傾向をたどっていく。そのピークにあたるのは、十九世紀以降とりわけ天保・弘化期段階であつたと考えられるが、その段階における角灰屋の経営組織については、すでに文書館紀要第四号の拙稿で、経営帳簿組織を描くことによってある程度明らかにした。ここでは、後述する明治期との関連から、この時期の経営構造について概略的に述べておくことにしたい。

図2・3は、橋本家の経営帳簿組織とそれをもとに描いた橋本家の経営組織図であり、それぞれ拙稿の図1・図2をより簡潔に示したものである。⁽¹²⁾ 図2からも分かる通り、橋本家の経営組織は、「家」の部分と「店」の部分とが組織として明確に区分された、その意味で整備された商家の構造を有していた。同家では、質屋・酒屋といった店を、旧来からの本家店と新たに取り込んだ西灰屋店の双方に有しており、また尾道周辺の塩田に支配人を送り込み、それぞれ独立した経営組織として塩田経営をおこなっていた。またその一方で、橋本家の「家」のほうでは、金穀貸付業と、尾道を中心とした町屋敷・土地・田畑の貸付（＝地主経営）を手広くおこなっていた。つまり、この段階での橋本家の商家経営は、金融（金穀貸付業・質屋業）と地主経営の二本立てであつたと言える。

また、こうした商家経営を管理する根幹となる場所が「納戸」と称する事務所であつた。そこでは、経営管理のための三種類の重要帳簿が保管されていた。図2に示したように、各店や塩田では、毎年の利潤・資産をまとめた勘定帳が作成され本家へ提出されたが、納戸では、それらの勘定帳を全て転記した「勘定扣」という帳簿を作成し、店・塩田の経営管

図2 江戸期における橋本家の経営帳簿組織
（文政年間〈1818～1830〉頃）

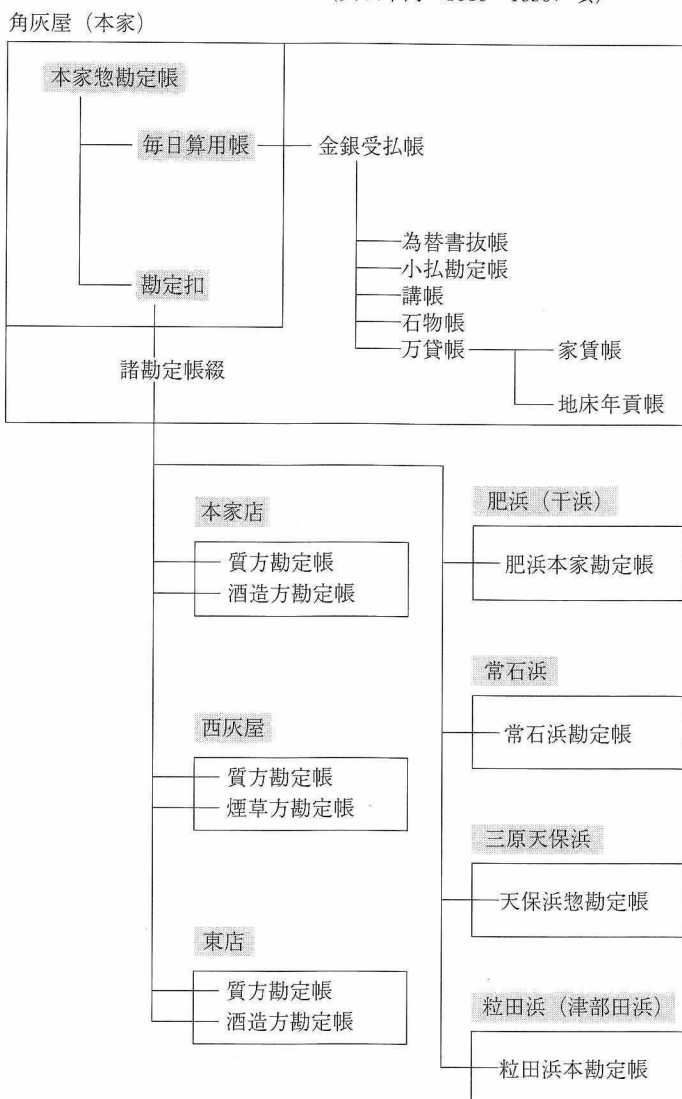
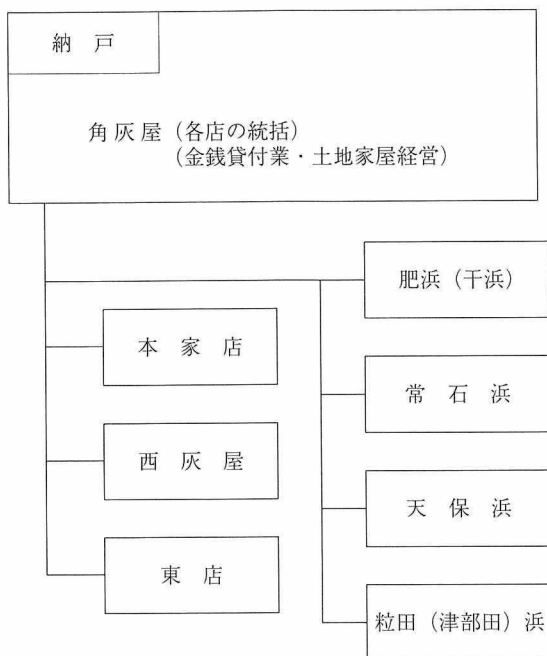


図3 橋本家の経営組織



理をおこなっていた。また、橋本家における金穀貸付業・土地家屋経営などを含めた様々な金銭出納状況は、「金銀受払帳」という長帳（横長）に記入されていたが、その出納状況を各月・各年ごとに集計し直したものとして「毎日算用帳」という帳簿を作成・管理していた。そして、この「勘定扣」・「毎日算用帳」をもとに一年間の橋本家の資産全体をまとめたものとして「本家惣勘定帳」が作成されたのである。橋本家では、これら三種の帳簿をもとに商家経営全体を納戸において把握することができたのであり、したがって当然のことながら、これらの帳簿を頂点として、橋本家の経営帳簿組織さらには経営組織を描くことができるのである。

三 橋本家（角灰屋）の経営拡大と銀談争論文書

近世期段階における橋本家（角灰屋）の商家経営の基本は、金融と地主経営の二本立てであったが、さきに表2で見たように、文化文政から天保期にかけて、同家では家屋敷・塩田などの不動産集積が急速化し、この時期に経営規模の拡大が実現した。十九世紀以降は広島藩経済のいわば窮迫期に属し、藩の流通拠点として広島と二分する地位にあった尾道湊がその商業機能を衰退させたと言われる時期であった。⁽¹³⁾ それでは、尾道をめぐるこうした経済情勢の中で、橋本家における二つの経営がどのように関連し合い、またどのような展開過程を経て尾道を代表する豪商へと成長したのか、以下この点について、橋本家文書をもとに具体的に検証していくことにしたい。

1 尾道湊の衰退状況

まずはじめに、当時の広島藩財政および尾道をめぐる経済情勢について述べておくことにしよう。

広島藩では文政期以降、幕府の貨幣改鑄（改悪）の影響と、正金銀増殖のための藩の国益政策が十分な成果を収められなかったことにより、札幌での正銀両替が続出し、文政三年（一八二〇）には「金銀不自由至極大差闊」となった。また、それに伴って銀札相場が下落し、藩は札幌における両替歩合を定め、再三その遵守を触れ出したが、銀歩高値の取引を抑止することができず、札価下落と相まって諸物価が次第に高騰していくこととなった。とりわけ天保期に入ると、饒津神社の造営（五年）や藩主斉肅と將軍の末姫との婚儀（六年）、美濃・伊勢諸川の普請公役（七年）といった莫大な財政支出を強いられ、さらに天保七年（一八三六）から八年にかけては未曾有の大凶作・飢饉に見舞われたために、同十二年に

は、約一〇万両の借財を抱え込むこととなった。⁽¹⁴⁾しかし、その際に藩がとった対策は、藩札の濫発による正金銀の藩庫への吸収策であり、天保末期には、その濫発が一層激化して悪性インフレ状態を生じさせることになった。

こうした銀札相場の下落と諸物価の急騰は、藩内の商家経営を大きく揺るがすこととなり、尾道の有力商家においても経営破綻の危機を迎える家が続出した。橋本家文書には、各時期の藩および尾道における経済情勢とそれへの橋本家の関わりを示す一件史料が数多く残っているが、当時の尾道湊の衰退状況を示す好例として、大紺屋貞兵衛借財一件史料がある。

① 大紺屋貞兵衛一件

大紺屋は、寛永年間（一六二四～一六四四）の宗門帳に登場する古くからの尾道の豪商の一つである。同家の当主であった貞兵衛は文化十三年（一八一六）、それまで松江藩の御用商人であった鰯屋が没落したのに伴い、町奉行から選ばれて同藩御用商人となり、雲州廻米御用を担うようになった。⁽¹⁵⁾また、文政九年（一八二六）には橋本家一族の灰屋次郎右衛門の間屋株を譲り受けて問屋業を営んでいた。⁽¹⁶⁾しかしその後、橋本吉兵衛（角灰屋）からたびたび借銀を受けており、天保十二年（一八四一）には借銀返済が困難に陥り、居宅一ヶ所と灰屋次郎右衛門問屋株・栗原屋五郎兵衛問屋株の売渡証文を橋本虎蔵（吉兵衛悻）へ差し出すこととなっている。橋本家では、大紺屋自らが借財を返済することが困難となったため、翌年十月に、新たに三ヶ所塩浜（富浜・吉和浜・干浜）の仲間役に肩代わりさせるべく、頼母子講への加入を依頼した。大紺屋は会津藩への御用塩の販売を担当しており、この三ヶ所の塩浜関係商人は、大紺屋が御用塩の調達をするために塩を仕入れていた商人たちであった。つまり御用塩販売を通じて大紺屋から利益を得ていた三ヶ所塩浜の仲間役に橋本家が資金調達を依頼したのである。次の史料4は、こうして組織された頼母子講による資金調達状況を示したものである。⁽¹⁷⁾

覚

一、大紺屋貞兵衛殿借財年賦銀、本証文^{ニハ}毎年極月切相渡可申約定^ニ候処、此度御頼申入、翌三月限御延引被下、然ル上^ハ右限月無相違相渡可申、尤年^ニ寄、塩不捌之節、其時^ニ応シ御延引被下度段、申入候処、是又御承知被下候^ニ付、為後証、別書面差出し置候、已上、

富濱取立方

仲間役^印

弘化四年

吉和濱同

仲間役^印

丁未三月

天女肥濱同

仲間役^印

橋本吉兵衛殿

ここでは、毎年十二月を期限として借財返済資金の調達・上納をおこなう契約であったが、それが困難なため翌年三月まで延引してもらったこと、さらに塩の売り捌きが思わしくない場合には、それに応じて期限を延引してもらうことを橋本家に了承してもらったと記されている。つまり、返済を請け負った三ヶ所塩浜の関係商人らにおいても、経営難から予定の資金が調達できなかったたのであり、古くからの有力豪商の経営難に加え、さらに不況が尾道周辺の塩田にまで及びつつあったことを、この文書は物語っているのである。

② 周辺諸湊との競争

また、当時の尾道湊の商業機能は、周辺諸湊との競争の激化によって低下していく側面も有していた。そのことを示す

ものとして、雲州廻米御用に関する史料がある。橋本家（角灰屋）は、松江藩の年貢米を扱う「雲州廻米問屋」を嘉永六年（一八五三）から勤めており、毎年数千〜一万石程度の廻米を松江藩から受け入れていた。当時の尾道湊では、これ以外にも、鳥取藩や四国の伊予今治藩・宇和島藩・西条藩・吉田藩・讃岐高松藩および九州の筑前秋月藩・筑後久留米藩・豊前中津藩などからも廻米を受け入れており、それらは瀬戸内海地域の在方需要（塩田労働者の飯米など）に結びつけられていった。その意味で尾道は他国米の流入拠点として機能していたのである。⁽¹⁸⁾しかし、この嘉永期段階になると、広島藩では正金銀の減少が深刻化し、藩札の信用が低下していったため、他藩へ正金銀を流出させる雲州廻米の受入中止を検討するようになっていたのである。次の史料は、こうした藩の動きに対して橋本吉兵衛らが雲州廻米の受入継続を求めた文書の一節である。⁽¹⁹⁾

【史料5】

乍恐口上書之覚

（前略）

雲州廻米相断申候様ニ相成候ハ、先方^ニ者^ニ当所廻り斗^ニも無御座、鞆津へも年々三四千石程宛も相廻り申候、当所相断候ハ、鞆津^ニ而茂^ニ随分売捌キ可仕候、左候へ^者、鞆津ハ益々繁昌可仕候、当所ハ夫丈不而已、他所へ之聞へ不評仕候へ^バ、買船或^者為入商人当所へ^ハ参不申候、左候へ^バ外商事も相減し、乍恐^ニ当湊衰微之基^ヲ相成可申段、甚以歎ケ敷儀^ニ押移り可申哉と奉懸案候、

（中略）

一、雲州米当所へ入船無御座、鞆届之分同所へ入津仕候節^者、時之場合^ニ寄、当所^ハ中買・小売屋罷越し買受積帰

り候義ニ御座候、ケ様の場合へ当所問屋相断候へ^者、不残廻しニ相成可申、左候へ^バ、御他領之義故、銀札^{ニ而}者取組出来不申、無據不自由之正金銀ヲ他国^江遣ス道理、然ル時^者全当所衰微之基^与相成可申、素方当所中買・小売屋買受候分、銀札ニ御座候得共、過半旅家買積之分、正金銀持参仕候ニ付、全当所之金銀相減し候へ^者、決^而当り不申^与奉存候、勿論外米買請候へ、翌日、代銀問屋座御場所へ判仕差出し候へ共、雲州米ハ少々之延引も仕候ニ付、中買・小売屋之差繰^ニも相成、惣躰之不為と申^ニ、相成不申候、

(後略)

これによると、隣接する福山藩領の軀でも雲州廻米の受入がなされており、もし、尾道での廻米の受入を停止すれば、これまで尾道で入荷していた分も全て軀へ行き、軀の湊を繁盛させることになる^{と述べている}。このほか、文政末期頃には、豊田郡の御手洗でも藩の貢租米のうち大坂登米分を買^い受けて独自に販売^{する}ことが出願されて²⁰おり、周辺諸湊との競争激化により、広島藩内での尾道の地位が相対的に低下しつつあったことがうかがわれる。

③ 灰屋一族の経営難

広島藩の財政難を背景とする尾道湊の衰退状況は、当然のことながら橋本家（角灰屋）の一族にとっても無縁ではなかった。

文政十三年（一八三〇）六月、灰屋次郎右衛門家の当主太吉は、橋本吉兵衛（角灰屋）から銀札一五貫目を借用している²¹。灰屋次郎右衛門家は、もともと角灰屋や西灰屋を分出させた、いわば本来的な意味での本家筋にあたる家であったが、先代次郎右衛門が寛政十一年（一七九九）に銀六〇貫目を借銀しており、その後、経営難により返済が困難となっていたのである。この銀札一五貫目は、角灰屋が次郎右衛門家を救済するために貸したものであったが、太吉は「全私方相続方

之儀も此一挙^二御座候へ^者、甚心痛」という事態であつただけに、「御手元より御出銀被成下、（中略）母・私^者勿論、亡父先靈へ対し本意至極」と謝意を表したのである。

また、橋本家（角灰屋）の奉公人から独立して店を持った子店も、その経営基盤の脆弱さゆえに経営難に陥るケースが見られた。灰屋甚助は、角灰屋の子店の経営者であつたが、文政十年（一八二七）七月に本家角灰屋から銀五〇貫目を借用している。²² その際注目すべきは、借銀の引当として、借家一ヶ所・建物二ヶ所のほか店（質屋）にある全ての「有質」（在庫品）や経営帳簿を質入れしていることであり、もともと奉公人であつた甚助は、万一の場合、再び奉公人に戻るところを念頭に置いていたものと思われる。また、同じく角灰屋の子店の経営者であつた灰屋善助も、文政年間以降の広島藩経済の不況の中で経営難に陥っている。次の史料6は、弘化三年（一八四六）七月に本家角灰屋から資金援助を受けた際、善助が出した証文の添書である。²⁴

【史料6】

添書之覚

一、私儀先年御厚命之預、御仕向候^而、店持被仰附難有仕合^二御座候^處、其後売事向無何^与心得違手広仕候^而、追々不締合之儀も御座候^而、大造拝借仕候^處、時勢^与乍中、私共不調法之仕方^二而多分損毛仕、誠^二奉申上候^様無御座、奉恐入候、店出年数^茂相立不申候内、不顧御尊慮、又候此度趣法書ヲ以御無^二骸之御歎奉申上候^處、格別之御憐愍を以、本文之通、御恩借御聞済被為下候段、重々難有仕合^二奉存候、此段子孫^二至迄忘却仕間敷候、然ル上^者、売体向美意^二出精仕候^而、趣法通り相慎、御安慮奉相備候様、厚相働可申候、自然已来趣法通り相建不申候^而、御見捨被下為候^而、御本家様^江一言菟口奉申上間敷候、為後日父子并証人加印之証書奉差上置候^處、仍^而如件、

弘化三年丙午七月

子店

善助

儀兵衛

印 印

証人
同

甚助

印

御本家様

善助はこの中で、心得違いにも商売の手を広げ過ぎたため、不況下で多額の損失を招くことになってしまったと述べており、店を出してまだ年数も浅いうちにこうした事態を招いたことを謝罪しているのである。

2 橋本家をめぐる銀談争論の展開

以上のように、広島藩経済の動揺期において、尾道湊の商業機能は低下し、同時に尾道の各商家経営も苦況に陥っていた。しかし、この時期こそ、橋本家（角灰屋）にとつては過去にない経営拡大を実現した時期であった。その過程を裏付けるものとして、橋本家文書の中には数多くの銀談一件史料が残っている。この銀談（金銭貸借をめぐる争論）は、借銀を受けた商家が暴落した銀札を用いて返済しようとするのに対し、橋本家側があくまで正金銀での返済を迫ったことから生じたもので、いずれのケースもこの点で共通していた。以下、二つの事例を紹介するが、この銀談こそが、橋本家の経営拡大のプロセスを象徴する動きであったと考えられる。

① 竹原屋七郎右衛門銀談一件

尾道の竹原屋七郎右衛門は、天保六年（一八三五）九月に十四日町・土堂町・久保町の町家計六軒と築地一ヶ所を買入れして橋本吉兵衛より借銀を受けていた。また、その後も旧宅等を担保に借銀（銀札二〇〇貫目・銀子三三貫目）を受け、あるいは無質無利息でも銀札四〇貫目を借用するなど、橋本家より多額の融資を受けていた。そして、天保八年十一月には松永塩田のうち五軒（肥浜屋浜・柳屋浜・香田屋浜・佐藤屋浜・元屋浜）を売却（質流）して正銀二五三貫目を受けており、塩浜については引き続き掛り浜（小作経営）をおこなうことにして、加地子銀を一年間に銀札一二貫六五〇目ずつ計一〇年間納入して買い戻す契約を結んだ。しかし、その後金相場が高騰し、契約通りの払込では不都合となったため、翌年の盆後には加地子銀を二貫目増しとし、さらに翌十年には八貫三三五匁増しとして計二〇貫九七五匁にまで引き上げられた。しかしなお、金相場の高騰が続いたため、橋本家側は正銀による取立をおこなうことを竹原屋へ交渉したのである。橋本家では、近辺の塩田である吉和浜・干浜・富浜などでも加地子銀を正銀取立にしたとして、正銀取立を強く要請したが、七郎右衛門は納得せず、両者間で争論を生じることになった。この争論は、最終的には竹原屋が正銀取立を了承したものとと思われるが、「竹原屋銀談一件⁽²⁾覚書」によると、橋本家側は、「別^面七郎右衛門^者親類同様の間柄」であるため、「右一件表立候^者、実以双方恥入候儀」であるとしながらも、成り行きによつては、「無余義証文面約定之通り、右塩浜取返シ候外無御座候」と記している。

② 高須屋吉兵衛銀談一件

高須屋吉兵衛は、隣領である福山藩領松永村の商人である。文化四年（一八〇七）に、松永村田嶋屋甚兵衛の口入れで浜質入れをして初めて橋本家より借銀を受けた。その後も甚兵衛の取次により追々借銀は増したが、取次人である甚兵衛の信用が篤かったことにより、橋本家では証文面の額面に上乗せして貸し付けることもあったという。甚兵衛の死後は田

嶋屋六平が引き続き高須屋と橋本家の取次をおこなうようになったが、天保七年（一八三六）十一月には、高須屋の橋本家からの借銀が嵩んでいったため、高須屋において家内趣法を立て、酒商事・船稼も止め万事手狭にしたうえで、松永塩田のうちの二軒（尾道屋浜・藤屋浜）を橋本家へ売却するよう手続をとることとなった。橋本家のほうでは、貸付残銀の返済について、竹原屋の場合と同様に、正銀でおこなうよう要請した。しかし、「松永浜差纏一件頭書控」⁽²³⁾によると、高須屋のほうでは、残銀の返済について「（橋本家は）利足銀札^ニ受取候得^者、証文面銀と有之候^而も札払^ニ致、菟口無之」などとし、これまで利息の返済については銀札払いをおこなってきたので証文面に正銀の額が記されていても銀札払いにすると「誠^ニ無体之難題」を申し掛けてきたという。橋本家のほうでは、「高須屋取替銀、正銀^ニ無之候^而得請取不申段、是迄両度^申及駈合置、其節之次第、竹原屋七郎右衛門・田嶋屋六平委細承知罷在、先方^ニおゐても承知之儀可有之候処、此度又候札払可致杯申出候段、不道理至極之致方」とし、貸付残銀の返済について、正銀でなければ受け付けない旨を二度にわたって申し立ててきたにもかかわらず、銀札払いを申し出てきたことを非難している。そして、もし高須屋からの銀札払いを受け入れれば、福山藩領内における貸付先全体にも影響することとなり、容認できないと記している。しかし、高須屋側はあくまで銀札払いを強硬に主張し、十二月一日には、高須屋の手代である貞次・利八の両名が、主人の命を受け、「葛籠式ツ切棒駕籠^ニ乗せ、事々敷^ニ私（橋本家の）店へ持懸ケ、借用銀^ニ歩八込^ニ銀札^ニ是非今日払込可致申来り」という行為に出た。橋本家では「決^而請取不申」と拒否し、結局手代らは「右葛籠其儘持帰^リ申」すこととなつていく。その後両者は再度交渉をもっているが、結末については不明である。

③ 銀談争論の意味

こうした銀談争論については、ほかにも、深津郡野上村平右衛門（天保十一年十二月）や御調郡掠之浦嶋屋徳左衛門（天保十三年四月）など、同時期に、銀札での借銀返済を拒否された商人と橋本家との間で争論となつたケースが見受け

(27) られる。その中で注目されるのは、質入れた塩浜や新開地が質流れとなり、橋本家の手に渡った事例が少なからず存在したことである。さきに紹介した竹原屋の場合には、松永塩田五軒を橋本家に売り渡しており、また高須屋の場合も、同じく松永塩田二軒を売り渡している。そのほか御調郡棕之浦の嶋屋は佐木島新開一円を橋本吉兵衛に売却（質流）しており、また同じ棕之浦の新屋藤吉は、天保四年六月に向島西村の津部田新開・同塩田を橋本家に売却している。

これらの事実は、橋本家における経営拡大のプロセスを明示していると言える。つまり、同家の経営の基本は、不動産を担保とした大口の質貸と、その過程で得た塩田・新開地などをもとに展開する地主経営によって構成されていたのである。その意味で、同家の経営の二本柱である金穀貸付業と地主経営とは相互に密接に関連し合いながら拡大する関係にあったのである。勿論、質流れで得た不動産には尾道の町家なども含まれており、それらをもとに貸家経営もおこなったほか、橋本家の質店では、尾道の一般町民を対象にした小口の貸付（質屋業）も営んでいた。また、三原東沖新開や灰屋新田のように、橋本家が自ら開発し、地主経営をおこなった土地もあった。⁽²⁸⁾全体として見た場合、橋本家は金穀貸付業と質屋業といった金融を本業とし、その過程で質流れとなった不動産を集積し、自ら開発した土地と合わせて地主経営をおこなって家賃・地代徴収をおこなうことにより経営拡大を実現したと言えよう。そして、それは化政・天保期という広島藩経済の解体過程をくぐり抜けることによって実現したのであり、多数の商家の衰退・没落過程とも密接に関係しつつ達成されたのである。

四 商家経営の変貌と文書——明治期——

以上のような過程を経て、橋本家の商家としての経営組織は十九世紀以降（化政・天保期頃）最も拡大することになっ

た。その後の同家の経営においては、明治維新期が一つの転機になったと考えることができる。明治維新期における最も大きな変化は、西灰屋の質店が角灰屋に吸収され廃業したことであった。次の史料7はそのことを示している。⁽²⁹⁾

【史料7】

(包表題)

「明治二己巳四月十一日改西灰屋質方本家江引取ニ付

支配

支配義助莫太引負ニ相成諸帖取彈之上、借用ニ相改書類

儀助

三月七日襟質兩日ニ引取候事

「

相納申上置證書之事

一、此度西灰屋質店御引取ニ相成候ニ付^{而ハ}、諸帖面御取約之上、帖面并ニ印判等御引渡仕候、然ル上ハ、私支配中別取引外方へ印書物等差出シ有之分一切無御坐候、自然向後何方^方如何様之書類等出候とも、御本家西灰屋様之方へ一切不相拘、私へ引受、聊御迷惑相備申間敷候、為後日之、親類連印之證書差上置候処、依^而如件、

明治二年

巳四月

儀助^印

親類

灰屋

平助^印

橋本御支配方

林治郎殿

（他二名）

この文書は、西灰屋の廃業にあたり、諸帳面と印判を角灰屋へ引き渡したことを示す証書である。西灰屋の支配人であった儀助は、当時莫大な欠損を出しており、角灰屋から借銀を受けていたが、質店が有していた家財道具・衣類などについては、角灰屋のはからいでそのまま儀助のもとに据え置くことが許されている。これにより、橋本家（角灰屋）の商家経営の規模は一定の縮小を余儀なくされたが、このことは、藩政と結びついた橋本家が維新変革により打撃を受けたというよりも、近世後期以来の広島藩経済および尾道湊の衰退過程の延長に位置するものであったと言える。

むしろ、橋本家の経営にとって、より大きな転機となったのは明治中期以降であったと考えられる。近世後期に尾道を代表する金融資本へ成長した橋本家が、さらに広島県内の代表的な地方資産家へと台頭するに際しては、とりわけ明治三十年代が大きな画期であった。以下では、明治期における同家の商家経営について、その変容過程に注目しながら述べていくことにしたい。

1 銀行経営への進出過程

明治期以降における橋本家の経営は、言い換えれば銀行経営への進出過程であった。明治五年（一八七二）十一月、政府は国立銀行条例を制定し、地方の富農・豪商の資金をもとに民間の株式会社組織という形で各地での国立銀行の設立を企図した。これは、廃藩置県直後の明治政府が、早期に安定した通貨制度の枠組みを作り上げるために構想されたもので

表3 第六十六国立銀行大株主（20株以上）（創立時）

株主名	住所	株数	金額
橋本吉兵衛	広島県管下御調郡尾道町	80株	4,000円
山路右衛門七	〃 沼隈郡藤江村	80	4,000
天野嘉四郎	〃 御調郡尾道町	80	4,000
島居儀右衛門	〃 同郡同町	60	3,000
安原料平	〃 芦田郡府中市村	60	3,000
兄玉恒太郎	〃 御調郡尾道町	60	3,000
山県太七郎	〃 広島区矢賀村	50	2,500
浅野守夫	〃 同区六丁目	47	2,350
深野直敏	〃 同区段原村	41	2,050
橋本清松	〃 御調郡尾道町	30	1,500
天野仙次郎	〃 同郡同町	30	1,500
島居半三郎	〃 同郡同町	24	1,200
兄玉徳之助	〃 同郡同町	24	1,200
一色久	〃 深津郡西町	21	1,050
細井蘇誠	〃 同郡内町	21	1,050
阿部首令	〃 同郡同町	20	1,000
橋本他人蔵	〃 御調郡尾道町	20	1,000
藤本義八郎	〃 同郡同町	20	1,000
山路央之助	〃 沼隈郡藤江村	20	1,000
岡村詮次	〃 深津郡西町	20	1,000
以下略			
合計 536人		3,600	180,000

注）広島銀行『創業百年史』，68頁，表I－9。

あった。広島県では、明治九年（一八七六）十月に国立銀行の設立を勧誘する告諭が発表され、明治十二年（一八七九）四月には、尾道に県内最初の国立銀行として第六十六国立銀行が開業した。その設立発起人となつたのが橋本吉兵衛をはじめ尾道の商業と町政を担っていた豪商達であり、一八万円（静娯）⁽³⁰⁾が就任した。当時の株主を示すと表3のとおりである。

明治十六年五月には国立銀行条例が改正され、国立銀行の営業年限が開業免許を受けた時から満二〇ヶ年とされた。これにより、明治三十二年（一八九九）までには全ての国立銀行が消滅することとなったが、一五五行の国立銀行のうち一二二行までは普通銀行としてそのまま営業を継続している。そして、営業満期を迎えた第六十六国

表 4 第六十六銀行大株主（200株以上）（30年末現在）

株主名	株数	備考
天野嘉四郎	1,054	第六十六銀行頭取
橋本吉兵衛	915	〃 取締役
藤井与一右衛門	850	〃 〃
島居儀右衛門	830	〃 〃
安原料平	772	〃 〃
河村太吉	365	
森本 糸助	335	
斜森保兵衛	300	第六十六銀行監査役
尼子忠藏	291	〃 取締役
柏原貞助	278	
福原陳興	250	第六十六銀行支配人
内海得次郎	250	
大藤忠兵衛	250	第六十六銀行監査役
天野元五郎	205	
小島範一郎	200	
株主総数合計610人	20,000	

注）広島銀行『創業百年史』，139頁，表 I - 63。

立銀行は、明治三十年（一八九七）七月に株式会社第六十六銀行と改称し、普通銀行として営業を継続することとなった。その際の資本金は八二万円を増資して一〇〇万円となり、橋本家では静娵の長男（吉兵衛を襲名）が第二位の大株主となって取締役に就き（表4参照）、同三十四年に頭取に就任したのである。⁽³¹⁾

2 文書にみる商家経営の転換

① 橋本家の「内政改革」

橋本家の商家経営は、企業勃興期を通じて国立銀行経営への比重を高めていくことにより、次第に変容していくこととなった。そして、同家の経営にとって最も大きな転機となったのは、第六十六国立銀行が普通銀行の第六十六銀行に転身して間もない明治三十二年（一八九九）であった。

橋本文書には、次の史料8に示すように、明治三十二年七月に発せられた「内政改革」の口演の写しが残っている。⁽³²⁾

「口演」

当度当家内政改革候付テハ、先以旧来ノ營業一時停止ノ心得有之、仍而自今ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ、一切貸金（質ノ營業除ク）致候事、不相成候条、借使ヒ親戚故旧及旧小店内等ヨリ当分借又ハ其他ノ名称ヲ以申出有之候トモ、総テ謝絶致候様、取斗ヒ可被致、此段為心得、申置候也、

一、従来ノ貸附ハ、各期限ニ從ヒ督促可致、其期限過ノ分ニ当リテハ、精々督促之延期總テ承諾不致方針ヲ執ル事、但シ不可已ト認メ候者ハ、公正証書ヲ以テ短期ノ延期ハ許諾不苦候事、当ノ置処ヲ為ヘキ事、

一、旧来根抵当差入、当座取引致居候向キハ、一定ノ期日ヲ約シ、払入ヲ促スヘキ事、目下無出入ト相成タル向キハ速ニ解約可致候事、万一約束高ニ超過致居候向有之候ハ、速ニ入金ヲ促シ、相当ノ処分を為ヘキ事、

一、天保浜石炭問屋ノ儀ハ、本月末日ヲ限り廢業可致候事、

但會計残務ハ八月十日ヲ以、損益其他ノ報告ヲ為ヘキ事、

明治卅二年七月十五日

店中

主人印

文書の冒頭にあるように、この口演の主旨は、旧来から営んできた経営の一時停止である。旧来からの経営とは、「一切貸金（質ノ營業除く）」とある通り、橋本家の中心家業である金穀貸付業（商家相手の大口の貸付）であり、この一大

転換は橋本家にとつてまさに「改革」と称すべきものであった（史料8では、質屋の営業は継続することとなっているが、実際には本家質店の営業もその後停止させている）。つまり、商家としての金融を、親戚・子店への貸付も含め一切停止させるということであり、貸付残銀についても、すべて精算すべく今後期限を設けて返済させることを示している。また、橋本家が自ら開発し、「元締所」を設けて経営をおこなってきた三原天保浜についても、糸崎にあった石炭問屋を廃業し、完全な小作地経営に切り替えることとした。

このように、橋本家が従来の商家経営を停止させたことについては、直接その理由を示した史料が見つからないが、その背景として、銀行経営との兼ね合いがあったことは容易に想像できる。さきに触れたように、第六十六国立銀行が普通銀行に転身するにあたっては多額の増資がなされたが、橋本家では、八〇株（四〇〇〇円）から九一五株（四万五七五〇円）へ一挙に一・一倍の株式投資を進め、会社（銀行）経営としての金融業へ大きく乗り出していった。そのため、家業としての金融業（金穀貸付業・質屋業）については営業停止としたのであり、第六十六銀行の経営を自らが中心的な担い手として手がけていく意志を示したものと理解することができる。

② 有価証券投資と不動産経営

「内政改革」を経た後の橋本家の経営は、近世期段階とは大きく変容することとなった。この段階の経営を一言で言えば、有価証券投資と不動産経営の二本立てということになる。

まず、有価証券投資については、第六十六銀行の増資を契機として、同行への投資を基本に、本格的に株式など有価証券への投資の手を広げるようになっていく。表5は、橋本家文書に残る有価証券帳をもとに、同家の所有株券の内訳を示したものである。これから明らかなように、橋本家の投資活動はあくまで第六十六銀行を基本にしたものであり、その所有額は、尾道所在会社の株所有額のうち約六五・八〇％に達していた。橋本家ではこのほかに、広島県農工銀行や広島倉

表5 橋本家の所有株券（単位；円）

	明治39年	明治43年	大正3年	大正7年
尾道合計	29976.390	45989.790	51004.290	46251.056
(第六十六銀行)	20729.150	33579.150	34154.150	36254.150
芸備・周辺合計	7729.980	4382.000	4382.000	3022.500
畿内合計	1250.000	1500.000	1500.000	34175.000
東京合計	11817.500	12612.500	24427.500	35977.500
国債合計	8255.000	475.000	475.000	10275.000
公債その他債券合計	464.000	916.600	374.000	84130.930

庫株式会社・尾道貯蓄銀行、さらには橋本吉兵衛自身が社長を勤めた広島橋株
式会社など、広島・尾道に所在する会社に投資していた。

当時における地方資産家の投資活動には、いくつかのパターンがあり、近年
ではとりわけ、安定した中央企業株を買わず、むしろ不安定な地元企業株に進ん
で投資する資産家の活動形態が、地域の工業化過程と関わって注目されている。⁽³³⁾
芸備地方の資産家についても、すでに備後芦品郡の信岡家のように、決して順調
には進行しないものの地元企業に対する投資を進めていった事例が報告されてい
るのである。⁽³⁴⁾ その際、こうした資産家の活動を規定する条件としては、地元企業
の指導者にふさわしい資産規模であったことに加え、有力資産家との間に人的・
経済的に密接な相互関係を形成し、そのため有力資産家によって設立される地元
企業から一方的には脱出したい事情にあったことが挙げられる。また、一般投
資家である中小資産家層を支配するといった関係を通じて、地元企業を積極的に
育成せざるを得ない必然性をもっていたことも指摘できよう。⁽³⁵⁾

橋本家の場合も、基本的にはこうした地域における人的・経済的諸関係に規
定されていたと見ることができる。ただし、同家の場合に特徴的なことは、近世
期以来金融を家業としてきた家が銀行経営に転換したということであり、銀行へ
の投資が家業の延長としての側面も有していたということである。この意味で、
橋本家の投資活動は、単なる資産家の活動とは異なり、より一層企業家としての

表6 明治後期の橋本家経営帳簿

①1ヶ年限り使用主要帳簿 日記帳 金銀受払帳 小払日記帳 小払仕訳帳	④補助簿 家賃地床料金入帳 各町村小作料収入帳 所有地経費帳 穀物帳 飯米算用帳 仮受仮払金記入帳 利息計算帳 工事記録 土地台帳加除材料 金銭判取帳 買物帳 荒地定期貸与地共有地帳														
②3ヶ年使用帳簿 貸家賃地料金徴収帳 (1～5部) 小作料徴収帳	⑤雑帳簿 <table border="0"> <tr> <td>諸什器目録</td><td>書籍貸帳</td></tr> <tr> <td>什器簿</td><td>道具貸帳</td></tr> <tr> <td>祝用帳</td><td>地守家守人名</td></tr> <tr> <td>進物帳</td><td>保険金原簿</td></tr> <tr> <td>二季届物帳</td><td>年誌帳</td></tr> <tr> <td>法事帳</td><td>帳簿目録</td></tr> <tr> <td>蔵書目録</td><td></td></tr> </table>	諸什器目録	書籍貸帳	什器簿	道具貸帳	祝用帳	地守家守人名	進物帳	保険金原簿	二季届物帳	年誌帳	法事帳	帳簿目録	蔵書目録	
諸什器目録	書籍貸帳														
什器簿	道具貸帳														
祝用帳	地守家守人名														
進物帳	保険金原簿														
二季届物帳	年誌帳														
法事帳	帳簿目録														
蔵書目録															
③数年備付帳簿 尾道市貸家賃地台帳 (1～5部) 各町村所有土地台帳 (1～8部) 預り金台帳 有価証券有高帳 尾道市所有家券 隠居部経費帳 貸附金元帳（甲乙丙） 借地台帳															

注）明治34年「帳簿目録」（橋本家文書）より作成。

性格を帯びるものであった。なお、同家の投資活動は、明治末期さらには大正期頃になると、次第に畿内方面や東京といった中央の企業株への投資の比重が高くなる傾向を見せている。つまり、家業の延長とも言うべき第六十六銀行への投資を中心としつつ、次第に配当利益やキャピタルゲインを目的とする中央への株式投資を増やしていったのであり、こうした傾向は、瀬戸内の資産家一般に認められる投資活動のパターンであった。

次に、もう一方の経営の柱である不動産経営について見てみよう。

不動産経営については、近世期段階より田畑・塩田・町屋敷など相当規模の耕宅地を所有し、その経営の比重も決して小さくなかったが、「内政改革」後には明らかにその比重が拡大している。表6は、明治三十四年（一九〇一）の「帳簿目録」に掲載されている橋本家の経営帳簿の一覧である。つまり、「内政改革」後の橋本家において作成・保管されていた経営帳簿を

示したものであるが、これを図2に示した近世期段階の経営帳簿と比較してみると、明らかに不動産関係帳簿の比重が大きくなっていることが分かる。また、はじめに触れたように、明治中期以降、不動産売渡証文が急激に増えていく現象がみられたが、これは「内政改革」を契機とした動きではないにしても、同家における不動産経営の比重が大きく変化していったことを裏付けるものである。むしろ重要なことは、「帳簿目録」に掲載されている「貸家貸地料金収入帳」や「貸家貸地料金徴収帳」・「貸家貸地台帳」・「貸地貸家台帳材料」などの主要帳簿がいずれも明治三十年から三十三年の間に新たに作成され始めたことであり、橋本家の経営内容が変化するのに応じて経営帳簿の体系も大きく変えられていったと考えられる。そして、恐らく「帳簿目録」自体も、同家が管理する帳簿組織の変化に対応して作られたものであらうと推測される。

以上のように、橋本家の商家としての経営は、銀行経営に傾倒していくことによって、有価証券投資と不動産経営の二本立てという形に大きく変化した。こうした動きは、決して橋本家だけに特有のものではなく、当時、金穀貸付業や質屋業を営んでいた地主・商人が株主となって銀行設立に参画するケースは少なくなかった。そして、銀行業の発展に伴い、在来金穀貸付業者や質屋業者は減少していくことになったのであり、在来金融業から銀行経営へという流れは近代以降における商家経営の一つのパターンであったと言える。³⁶⁾

③ 経営帳簿組織の変化

明治三十二年以降における商家経営の変化により、近世期段階における橋本家の経営帳簿組織も大きく様変わりすることとなった。さきに図2と表6とを比較してみたが、ここではさらに踏み込んで、両者の経営帳簿組織における根本的な変化について指摘したいと思う。

最も大きな変化は、二章で述べた三種類の重要帳簿（「勘定扣」・「毎日算用帳」・「本家惣勘定帳」）が、「内政改革」後

に作成された「帳簿目録」ではいずれも姿を消していることであり、それに代わって「日記帳」や「金銀受払帳」などが主要帳簿として目録の最初に登場していることである。

「金銀受払帳」は、もともとは「毎日算用帳」を作成するための下帳簿であり、橋本家をめぐるとさまざまな金銭の出納状況を各口訳ごとに記入し、口訳ごとに小計・通計を出したものである。しかし「内政改革」を機に、それ以前は近世期以来の長帳（横長）が用いられていたが、明治三十二年からは新たに罫紙を綴った簿冊（縦冊）が用いられるようになり、形態が変化すると同時に、記載内容も整序されている。そして、新たに「金銀受払帳」の下帳簿として、毎日の出納金をその都度記入し日計・通計を出すための「日記帳」が作成されるようになっていく。「金銀受払帳」は、その後何度か記載方法の変化を見せているが、とくに注目されるのは、明治三十四年の帳簿から「試算表」が末尾に付けられるようになったことである。本格的に記入されるようになるのは三十六年であるが、その中味は、かつて「毎日算用帳」でなされていた集計に相当するものであり、橋本家における一年間の収支計算がこでなされるようになっていく。つまり、下帳簿であった「金銀受払帳」が、「内政改革」以降、橋本家の資産管理をするうえで最も重要な経営帳簿になっているのである。

こうした変化が意味することは、次のように考えることができる。つまり、橋本家の商家経営は、それまで家がおこなっていた金穀貸付業や不動産経営に加え、本家店や西灰屋店などでおこなっていた質屋業および各塩田において支配人が経営していた塩業で構成されていた。このうち、「内政改革」によって最終的には各店での経営が廃止され、家がおこなっていた金穀貸付業も廃止されるとともに、それに代わって有価証券投資が新たに大きな比重を占めるようになっていった。一方、各塩田の支配人がおこなっていた経営については、詳細は明らかでないが、少なくとも、橋本家が支配人を送り込んで経営をおこなっていた段階は、常石浜塩田は天保七年（一八三六）～九年、津部田浜（粒田浜）塩田は弘化四年

(一八四七)→安政二年(一八五五)であり、肥浜(干浜)塩田・天保浜塩田もそれぞれ明治二十二年・同三十二年には支配人による経営はおこなわれなくなったのである(但し、実際には橋本家の塩田経営は明治期後半以降もおこなわれており、恐らくその段階では、通常の小作地経営がなされていたものと思われる)。したがって、「内政改革」後においては、各店の勘定帳は作成されなくなったのであり、また塩田についても、各塩田ごとに勘定帳を作成することはなくなり、橋本の家のほうで新たに作成する「貸家貸地料金収入帳」・「貸家貸地料金徴収帳」に一括記入されるようになったのである。そのため、近世期段階における三種類の重要帳簿のうち「勘定扣」の作成は不要となったのであり、橋本家の資産管理には「毎日算用帳」(明治期には「計算帳」と称している)だけで成し得るようになった。そしてその際に、下帳簿であった「金銀受払帳」を整理して資産管理に用いることとし、改めて「毎日算用帳」を作成するといったことはなされなくなったと考えられる。

「内政改革」による経営内容の変化に応じて、橋本家の経営帳簿組織も変化したのである。その様相を図式的に述べれば、図2に示した経営帳簿組織のうち、「勘定扣」を頂点とする部分が消えて、「金銀受払帳」を頂点とする部分が拡大したと理解することができよう。

④ 改革後の商家経営事務

橋本家文書の中には、「内政改革」後の同家の経営について、その事務内容の詳細をまとめた「業務分掌細則」などが残っている。これにより、この段階の橋本家の経営事務については、より具体的な内容を知ることができ、さらには近世期段階の経営事務のあり方をも推測することが可能である。最後に、これらの文書に沿って、橋本家の商家経営事務のあり方を明らかにしたいと思う。⁽³⁷⁾

明治末期の業務分掌を定めた「業務分掌細則」によると、「内政改革」後の橋本家には、六つの係(計算係・現金係・

表7 橋本家の業務分掌（「内政改革」後）

計算係

- ・金銭出納を日記帳に記入し、仕訳帳（金銀受払帳）へ転記し、試算表を作る。
- ・「現金係」の現金過不足を検査する。
- ・建家・耕宅地の異動が生ずるごとに台帳・家券地図等を加除訂正する。
- ・主人名義の諸証書を作成する。
- ・租税公課金を帳簿に記入する。
- ・土地建物の新築費・修繕費を帳簿に記入する。
- ・貸金を執行する。

徴収係

- ・建家・耕宅地の賃貸料を収納し、徴収帳・金入帳に記入する。
- ・米麦塩の徴収相場および賃貸料の修正増減等について主人の許可を請う。
- ・建家・耕宅地の異動が生ずるごとに徴収帳を訂正する。
- ・賃貸料の滞納者に対して家守・地守を通して催促し、場合によっては直接催促する。

現金係

- ・各係から発せられた支払切符・納入切符をもとに現金の出納をおこなう。

土木係

- ・家守・地守等の報告を受けて修繕をおこなう。
- ・新築・改築の際、予算書を作って会議に付し、主人の許可を受けて執行する。
- ・工事に要する費用を工事記録に記入する。
- ・工事用の備え付け道具を検査する。

内事係（旧小払方）

- ・一家の用度に関する事務を管理する。
- ・下男下女の指揮監督をする。
- ・倉庫および表口・裏口の施錠・検査し、倉庫その他の鍵を管理する。
- ・夜警について起番の者に指示する。
- ・物品を購入し、買物帳・通帳に記入する。
- ・諸器具を年1回什器簿と照合し、増減を把握する。
- ・諸器具の貸借破損等を備え付けの帳簿に詳細に記入する。
- ・神仏への奉仕を執行する。

庶務係（旧外事係）

- ・市内および他所の交際慶弔に関することを、主人の指揮により代理をつとめる。
- ・文書の往復・来人の応接・寄付・救助等に関することを全て管掌する。
- ・文書・図籍・諸証書・諸帳簿の編綴と保存をおこなう。
- ・各係に関しない事務の一切を処分する。

各係共通

- ・各係の帳簿書類は箱に納め、各自封印のうえ、毎日納戸の押入に納入する。
- ・納戸の押入は毎日2人以上で施錠・封印をおこない、開放の際に異状があればただちに主管長に申し出る。
- ・各係とも各自の机・書類入箱を備えておく。
- ・計算係・現金係・内事係の事務室は納戸。
- ・徴収係・土木係・外事係の事務室は店。

注）「業務分掌細則」（橋本家文書）より作成。

内事係（小払方）・徴収係・土木係・庶務係（外事係）が存在していた。各係の業務の内訳は表7に示した通りである。金銭の出納を日記帳や金銀受払帳へ記入し、試算表を作成するのは計算係の業務とされており、資産管理の中心的業務を担っていた。また、建物・耕地地の賃貸料金に関する業務は徴収係の担当であり、橋本家における現金の出納をおこなうのは現金係の担当であった。また、土木係は、橋本家が所有する建物・耕地地の新築・改築工事を担当しており、また内事係は近世期には小払方と称されており、橋本家の家事関係を取り仕切っていた。そして、庶務係は、かつて外事係と称されていたところで、裁判所・登記所・市町村役場に関する業務を担当していたが、庶務係となつてからは、各係のどれにも該当しない業務の全てを担当し、とくに、文書の往復や文書・図籍・諸証書・諸帳簿の編綴保存は庶務係の業務とされている。

ところで、橋本家の経営全体を統轄する機能を果たしていたのは、近世期以来「納戸」と呼ばれている場所である。橋本家の取引先などが書類類を出す際、その宛先に納戸と記すことが多かったが、ここは、いわゆる一般的な物置としての納戸ではなく、「業務分掌細則」などによると、れっきとした事務所として機能している。

納戸における重要な役割の一つとしては、まず重要帳簿の管理が挙げられる。近世期における三種類の重要帳簿には、表紙もしくは裏表紙に納戸の記載があり、これらが納戸で保管されていたことを示しているが、さらに細則などの記載によると、納戸の役割をより具体的に理解することができる。まず、各係で勤務する店員には、各自の机と書類入箱が与えられていたが、業務終了後には、各係ごとに重要帳簿と書類を箱に納め、各自封印のうえ、毎日納戸の押入に納入したようである。⁽³⁸⁾つまり、各係の帳簿・書類は全て最終的には納戸で管理されていたのである。そして、帳簿や書類を納めた後、納戸の押入には施錠がなされ、毎日二人以上の者が封印をし、翌日押入を開放する際に異状があれば、主管長に申し出ることとされている。なお、金庫は、毎日業務終了後に封印のうえ、本宅の「小蔵」と呼ばれる蔵に納められており、納戸

で管理するものは帳簿・書類に限定されていたようである。また、さきに触れた六つの係のうち、計算係・現金係・内事係の三係は、納戸を事務室とすべきことが記されており、このことから、納戸では実際に店員が詰めて勤務したことがうかがわれる。なお、他の三係（徴収係・土木係・庶務係）については「小店」を事務室とすることとされている。これは「内政改革」によって廃止した橋本家の質店を指しており、改革後は不動産関係業務と庶務をおこなう事務所として使用すべきことが記されている。ここからも商家経営の転換の様子をうかがうことができよう。

おわりに

以上、橋本家の経営関係文書を通じて、同家の近世近代における活動を、商家としての経営実態に焦点をあてて述べてきた。同家の広島藩経済に占める位置や資産家・企業家としての歴史的な位置づけなど、今後具体的な経営分析の中で果たすべき課題は多いが、少なくとも、橋本文書として残存する文書群の内容と商家経営との関連をもとに、県内の代表的な豪商の経営活動について、その概要を示すことができたと思われる。時期的には、近世中期および明治十～二十年代の考察が不足している感が否めないが、史料の残存状況とも関わっていることを付言しておきたい。

なお、補足的に述べると、橋本家の商家経営における特徴は、近世期以来の金穀貸付業・質屋業から近代以降の銀行経営への進出にあつたが、その過程は、いわば不良債権処理を伴う新たな分野（会社経営）への進出過程でもあり、当然のことながら経営難に陥る危険性を孕んでいた。橋本文書には、ちょうど明治三十一年（一八九八）～三十二年に作成された債権の調査書が三種類残っている。一つは、帳簿に記載されていない貸付金を把握するための「金穀貸付証券取調書」であり、もう一つは「帳簿に記載アリテ証書ナキモノ書拔」、さらにもう一つは裁判で係争中となっている債権を調査し

た「裁判執行未済取調帖」である。⁽³⁹⁾これら債権の調査書は、まさに橋本家が銀行経営への進出を本格化し、家業としての

金融を停止するという方針のもとで、未済となっていた債権をすべて消却させることを目的として作成したものである。また、たびたび取り上げている「業務分掌細則」も、新たな経営形態となることを踏まえ、改めて経営事務の具体的な内容を定めることが本来的な目的であった。そして、これと併せて店員の「服務規律」も定められている。一三箇条からなる規律では、雇人が主人に対し忠順勤勉であるべきことといった基本的な勤務姿勢に始まり、機密保持や出勤・欠勤に際しての注意事項など具体的な職務遂行上の問題を詳細に定めている。とくに主人に対する服従は最重要視されており、無許可で営業会社の社長・役員になることの禁止（一一条）や職務に関する慰労・謝儀・他人からの贈遺を受けることの禁止（一二条）、さらに、工事受注者・用品調達者・諸般の契約締結相手から饗宴を受けることの禁止（一三条）といった事項も、全て主人への服従を目的とする規律として定められていた。一般に商家では、家訓・店則類が定められており、恐らく橋本家でも近世期から何らかの家訓・店則があったものと思われるが、当館収蔵の橋本家文書にはほとんど残っておらず、こういった「内政改革」後のさまざまな細則・規律類が、家内部の事情を示す最も詳細な史料となっている。しかし、そもそもこの時期の細則・規則類がまとまって残存すること自体、橋本家の「内政改革」が同家の経営史上最も命運を懸けた転換点であったことを示している。

周知の通り、橋本吉兵衛がその経営の中枢を担った第六十六銀行は、その後、芸備銀行を経て、現在の広島銀行へとつながっていった。戦前の広島県の地域的特性を考える場合、「軍都」としての国家の圧倒的な主導性と、そのもとの支店経済という印象が強かったことを念頭におかなければならない。全国的にも、近代における広島県の経済・経営史上の印象が極めて薄かったことを踏まえれば、橋本家の経営分析は、こうした研究史上の課題を克服する一つの素材となるものと言えよう。⁽⁴⁰⁾

註

(1) 広島県内の商家経営に関する具体的な分析事例としては、近世では備後府中・延藤家（中山富広「近世後期在町における豪商の形成と発展過程―豊後府中・延藤家の分析―」『社会経済史学』五一―二、一九八五）、同「近世後期における貸付資本の存在形態―備後府中・延藤家の事例―」『史学研究』一七二号、一九八六）、鈴木幸夫「備後地域における前期資本の一形態」『広島県史研究』二号、一九七七）、尾道町・金屋（小松和生「幕藩制解体期の経済構造」〔一九九五、清文堂出版〕第二部第六章、中山富広「尾道における商人仲間の成立と展開」〔『瀬戸内海地域史研究』第三輯、一九九一）、および、広島市京橋町・松井家（平野屋）（山中寿夫「広島城下における商家の研究―平野屋を中心とする―」〔魚澄惣五郎編「大名領国と城下町」一九五七、柳原書店〕、小松和生前掲書第二部第五章）の事例があり、ほかに、脇坂昭夫氏の港町研究（『瀬戸内海地域史研究』第五輯（一九九四、文献出版）所収）でも、部分的であるが商家経営の分析がなされている。一方、近代では、地主制との関連で資産家の経営分析をした事例は数多いが、商家の事例分析は乏しい。全体的な問題として、①近世近代を通観した研究が少ないこと、②近世史の場合、藩の財政経済政策やそのもとの商業

資本一般の動向については多くの言及が見られるものの、具体的な経営分析という点では部分的な考察にとどまるものが多い、という点が指摘できる。

(2) 橋本家の商家経営については、『新修尾道市史』（一、六巻）が最も総括的に取り上げている。しかし、そこで紹介・依拠している史料も、約一万五〇〇〇点ある橋本家文書のうちのごく一部に過ぎず、経営全体の具体的な内容や時代的変遷についても明らかにされていない。なお、橋本家の経営史について触れた研究としては、中山富広「幕末・維新时期における『経済的集中』と地域商業資本」『史学研究』第一八七・一八八合併号、一九九〇）・同「尾道における商人仲間の成立と展開」〔『瀬戸内海地域史研究』第三輯、一九九一、文献出版〕があり、前者では橋本吉兵衛家を、後者では西灰屋を取り上げている。

(3) こうした方法をとることは、(1) で述べた研究史の状況に起因するものである。

(4) 拙稿「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成―備後尾道橋本家文書を事例として―」〔『広島県立文書館紀要』第四号、一九九七〕。なお、橋本家文書については、土井作治氏がその概要を紹介したことがある（土井作治「史料紹介―尾道・橋本家文書」〔『芸備地方史研究』

七二号、一九六八)。

- (5) 已十二月十五日「口上覚(向嶋干浜身上不如意にて逼塞罷在るにつき)」「へ整理番号一四八―二四―三」(以下、へ)内は全て橋本家文書の整理番号)、享保十二年十二月晦日「灰屋治郎左衛門殿抱家二軒仕切并土蔵建申入用銀」へ四七四―二。

- (6) 橋本家文書に残る預り手形の大半は近世中期以前のものであり、証文面には振出人が預かっている米・穀物・魚肥類の産地名と数量が記載されている。尾道は北前船の寄港地であり、これらの物資は西廻り航路に乗って輸送されてきたものであることから、尾道を拠点とする全国の商品流通の実態を明らかにしうる史料として貴重である。なお、預り手形の内容を写した書冊として享保六・八・十・十四年の「万本貸日記」へ二四九七・四八七・五八六・五六八がある。

- (7) 「尾道町役人覚」へ〇―一五四。

- (8) 已二月十八日「口上(御役儀御赦免願)」へ八〇九―四七―四。

- (9) 安永六年九月「口上之覚(西灰屋店支配勤めの際不埒の儀につき内済請書)」へ一八九―五。

- (10) 橋本家文書の中にある「尾道町役人覚」へ〇―一五四。

近世近代における尾道豪商の経営活動と文書(西向)

によると、甚七亡きあとの西灰屋は「只今無亭主」となっており、西灰屋が勤めるべき町役職も灰屋吉兵衛(角灰屋当主)が掛け持ちしていることがうかがわれる。

- (11) 戊正月「定(西灰屋家内行儀御法)」へ一八八―四。

- (12) 『広島県立文書館紀要』第四号四五頁・四七頁参照。なお、橋本家の経営組織については、従来『新修尾道市史』や県史などでも分かっていなかったが、大規模文書群の場合、詳細な経営組織を描くうえで、帳簿組織に基づく方法は有効であると思われる。

- (13) 『広島県史』近世2、五四三頁以下を参照。

- (14) 『広島県史』近世2、五五〇頁参照。なお、当該期の広島藩の財政状況および国益政策の展開については、土井作治「近世国益政策の特質―一八世紀後半広島藩の場合―」(『史学研究』第二二四号、一九七四)・同「幕藩制国家の展開」(一九八五、溪水社)第四章第三節・第四節を参照。また、幕末期の広島藩における銀札相場の下落状況については、落合功「幕末期広島藩札と大坂商人―嘉永五年の改印札発行を中心として―」(藤野保編『近世国家の成立・展開と近代』、一九九八、雄山閣出版)で具体的な分析がなされている。

- (15) 大紺屋貞兵衛が松江藩御用商人となる経緯については、

『新修尾道市史』第五卷三三〇―三五四頁を参照。

(16) 文政九年十一月「永代売渡申問屋株之事」(二二一六―三一二)。

(17) 弘化四年三月「覚（大紺屋貞兵衛借財年賦御延引につき証書）」(二二一六―七)。

(18) 『新修尾道市史』第五卷、一三二頁参照。なお、瀬戸内米穀市場の歴史的位置とその変遷、および尾道の米穀市場としての評価については、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』(一九九四、大阪大学出版会)を参照(とくに第六章)。

(19) 「乍恐口上書之覚（雲州廻米買受継続願下書）」(二一九六)。

(20) 本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』三三〇頁参照。

(21) 文政十三年六月「証文之事（手元不如意の儀につき借用銀返戻約定書）」(二二五四―四五)。

(22) 文政十年七月「覚（借用証文）」(二二四四―九)。

(23) なお、灰屋甚助は、その後弘化四年五月に死去し、その跡は延平が継ぐこととなった。しかし、甚助の妻ふさが出した歎願書によると、「跡目延平義、不身持千万、種々教諭候得共、少^茂相用ひ不申」という有様であり、「身上減却」の危機に瀕している。そのため、親類一同で協議のう

え、延平を「離縁」することに決め、家への出入りを差し止めるといふ厳しい措置をとっている。そして、甚助の家名はふさが相続することとなったが、商売は止め、橋本家所有の三原天保浜の一部を「掛ヶ浜」（小作）したとされている（嘉永二年四月「金講掛送り歎書之事（灰屋甚助家名相続願）」(二二四四―六)）。

(24) 弘化三年七月「添書之覚（趣法歎書の通り御開済につき約定書）」(二二六〇―四)。

(25) 天保六年九月「竹原屋銀談一件覚書」(二二〇四―一)。

(26) 十二月八日「松永浜差違一件頭書控」(二二〇一―一)。

(27) 野上村平右衛門との銀談については、大正八年七月「保存書類 天保十三年福山野上村六三郎・平右衛門両人へ貸金指纏一件並ニ福山藩ヨリ借入金交渉手紙」(二〇九六)所収の一件文書を参照。また、棕之浦嶋屋徳左衛門との銀談については、「佐木嶋新開築調一件書類」(二二〇九)所収の一件文書を参照。

(28) 三原東沖新開は、天保十二年に橋本家が広島藩より開発を造築した新開地で、新田と塩田からなっており、完成した後の翌年六月、藩（工事を管轄した作事方と新開地支配を担当する郡方）から橋本吉兵衛へ下げ渡されている（天保十三年六月「覚（東沖開地支配の儀につき条々）」(二〇

一三七六・同「地所引渡約定之覚」(一〇一三七九)。新開地全体は「東沖新開」と称し、塩田部分は「新浜」と称した。また、天保期に開発されたことから「天保新開」あるいは「天保浜」とも称した。現在は三菱重工三原製作所の敷地となっている(三原の塩田経営については『三原市史』第七卷八四頁以降を参照)。灰屋新田については、『新修尾道市史』第五卷三九〇・三九一頁を参照。

(29) 明治二年四月「相納申上置證書之事(西灰屋質店御引取につき)」(二二三一一一八一二)。

(30) 広島銀行『創業百年史』(一九七九)、六四〇七三頁参照。なお、広島では、これにやや遅れ、明治十二年十二月に第四百十六国立銀行が資本金八万円で開業した。ただし、第六十六国立銀行が尾道商人の資本を結集して創業したのに対し、第四百十六国立銀行では、広島市内の商人が一人も参加していなかった。むしろ周辺農村の村役人層が中心であり、しかも、最大の株主は和歌山県の肥料問屋中村喜右衛門であった。

(31) 広島銀行『創業百年史』、一三八一四六頁参照。

(32) 明治三十二年七月十五日「口演」(雑七四一七六)。

(33) 近年、地方資産家・企業家あるいは名望家に関する事例研究が盛んであり、それらの紹介は省くが、とりあえず投

資活動に関する類型化をおこなった研究として、谷本雅之・阿部武司「企業勃興と近代経営・在来経営」(『日本経営史』2 経営革新と工業化、一九九五、岩波書店)を挙げておく。

(34) 有元正雄「地主制下の諸階層構成―備後南部を中心として―」(『瀬戸内海地域の史的研究』、一九七八、福武書店)を参照。信岡家の投資活動に関しては、ほかに勝部真人「確立・興隆期における〈近畿型〉地主制の諸特質―備後福山地方を事例として―」(『史学研究』第一四九号、一九八〇)、棚橋久美子「地主制衰退期における地主経営の動向―広島県芦品郡信岡家を事例として―」(『内海文化研究紀要』第一七号、一九八九)を参照。なお、ほかに広島県内の資産家の投資活動について分析したものとして、有元正雄「日本資本主義発達における資本形成の一側面―山陽筋地方資産家の検討を通して―」(『広島商大論集―商経編―』第二一卷一号、一九七〇)が竹原・頼家、福山市横尾・広瀬家の事例を検討している。

(35) 有元正雄「地主制下の諸階層構成―備後南部を中心として―」(『瀬戸内海地域の史的研究』四〇三―四〇四頁を参照)。

(36) 『広島県史』近代1、四五七―四六二頁を参照。なお、

九州地方のように、地域経済の活発さに比して銀行業の発達が遅れていた地方では、金穀貸付業・質屋業が補完的な役割を果たしつつ、大正期にかけて拡大していったとされている（松本貴典・奥田都子「戦前期における在来産業の全国展開―営業税データによる数量的分析―」（中村隆英『日本の経済発展と在来産業』、一九九七、山川出版社）三四～四二頁を参照）。

(37) 「業務分掌細則」・「服務規律」・「夜直規則」へ雑七―三―五四。

(38) この部分の記載は、厳密には「業務分掌細則」とともに綴られた表題不明の文書に箇条書きされており、いずれも「相成度事」で結ばれている。したがって、これが以前の慣行であったのか、「内政改革」後の新たな措置なのかは判断としない。しかし、重要帳簿の管理が近世期以来の納戸の業務であり、また現用文書について、それを使用する店員が各自の書類入箱に入れて使用するといった方法などは、改革以前からとられていたと考えられるため、ここから橋本家における帳簿管理の慣行を推測することは十分可能である。

(39) 明治三十一年十月「自明治二十四年至同二十九年裁判執行未済取調帖」へ二〇六・明治三十二年五月一日「金穀

貸附証券取調書現今貸附帖記載ナキ分」・同年七月八日「本業貸附証券取調帳」・同年七月十日「帳簿記載アリテ証書ナキモノ書拔」へ二六二五―二六二六―二六二七。

(40) こうした課題を指摘したものとして、竹内常善「近・現代広島経済の経営史的分析―現状と課題―」（広島市公文書館紀要」第一六号、一九九三）がある。

〔付記〕

本稿は、県立文書館の平成十年度郷土史講座「商家の経営活動と文書―江戸から明治へ―」（十一月八日、於県情報プラザ多目的ホール）での講演内容をもとに加筆成稿したものである。

（にしむかい こうすけ 研究員）